

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013那第46号
事故等種類	浸水
発生日時	平成25年11月11日 07時30分ごろ
発生場所	沖縄県宜野座村松田東方沖 沖縄県名護市所在の長島灯台から真方位240°6,550m付近 (概位 北緯26°29.4′ 東経128°00.3′)
事故等調査の経過	平成25年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ^{ななみ} 七海丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	ON3-590054（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、松田東方を沖に向けて航行中、船尾中央部に設置されたドレンプラグ孔及び甲板上4か所に設置されたスカッパーから浸水し、平成25年11月11日07時30分ごろ船首部を残した状態で水没した。 船長は、泳いで海岸に上陸し、本船は、親族の船にえい航されて陸揚げされた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	船長は、本事故当時、船内に雨水等が溜まっていたことから、ドレンプラグを取り外して船内を清掃したが、取り外したことを失念し、同プラグを取り付けずに出航したことが、本事故後に分かった。 船長は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、松田東方沖を航行中、船長がドレンプラグを取り付けずに出航したことから、ドレンプラグ孔及びスカッパーから浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、松田東方沖を航行中、船長がドレンプラグを取り付けずに出航したため、ドレンプラグ孔及びスカッパーから浸水したことにより発生したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 発航前点検を励行すること。
-----------	--